

# 平成 15 年度市町村普通会計決算の概要について

平成 16 年 9 月 14 日  
総務部 市町村課

## 1 決算規模

県内 49 市町村に係る平成 15 年度普通会計\*1の決算規模は、歳入が 7,116 億円(対前年度比 73 億円、1.0% 増)、歳出が 6,802 億円(対前年度比 42 億円、0.6% 増)となり、ともに前年度を上回った。

### (1) 決算規模の推移

(単位：百万円、%)

年 度	歳 入		歳 出	
	決 算 額	伸 び 率	決 算 額	伸 び 率
6	678,936	0.0	656,070	0.0
7	680,241	0.2	656,746	0.1
8	689,421	1.3	664,854	1.2
9	693,564	0.6	669,419	0.7
10	721,994	4.1	688,396	2.8
11	755,651	4.7	727,107	5.6
12	708,740	6.2	673,836	7.3
13	711,630	0.4	679,351	0.8
14	704,361	1.0	675,979	0.5
15	711,645	1.0	680,206	0.6

### (2) 歳出の増加率の大きい団体(増加率、主な事業及びその事業費)

栗山村	27.8%	村民運動場整備事業	3 億 58 百万円
湯津上村	22.6%	庁舎建設事業	5 億 48 百万円
田沼町	16.9%	町民体育館建設事業	8 億 95 百万円

### (3) 歳出の減少率の大きい団体(減少率、前年度の主な事業及びその事業費)

栗野町	32.7%	統合中学校建設事業	17 億 66 百万円
国分寺町	19.4%	保健福祉センター建設事業	11 億 15 百万円
上河内町	17.8%	地域交流館外構整備事業	3 億 87 百万円

\*1財政分析に用いられる理論上の会計区分であり、総務省の定める基準により各団体の会計を再構成したものである。具体的には、一般会計と、公営事業会計を除くすべての特別会計との合算額から、各会計間の繰り入れ、繰り出し等、相互に重複する部分を控除して求められる(これを純計という)。なお、本県の場合、公営事業会計には、公営企業会計、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計、介護保険事業会計及び収益事業会計が含まれる。

公営事業会計・・・地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。

公営企業・・・地方公共団体が経営する企業のことをいう。水道事業、下水道事業、病院事業など主として事業運営のための経費を事業運営に伴う収入をもって賄っている事業(独立採算を原則とする事業)がこれに属する。

## (4) 市町村別普通会計決算額

(単位：百万円、%)

市町村名	歳入		歳出	
	決算額	伸び率	決算額	伸び率
1 宇都宮市	165,374	4.1	157,624	3.2
2 足利市	54,761	3.0	53,389	3.3
3 栃木市	32,253	9.5	31,361	9.3
4 佐野市	27,938	1.4	26,497	0.7
5 鹿沼市	33,239	0.5	31,833	0.4
6 日光市	8,531	8.9	8,215	9.8
7 今市市	20,365	1.1	19,519	1.5
8 小山市	49,668	1.5	48,430	1.2
9 真岡市	23,179	0.1	21,495	1.9
10 大田原市	18,048	2.8	17,220	3.7
11 矢板市	12,779	1.2	12,222	1.0
12 黒磯市	19,991	3.1	19,311	2.7
市計	466,126	1.9	447,116	1.4
13 上三川町	9,794	3.7	9,436	4.0
14 南河内町	7,645	6.1	7,415	8.8
15 上河内町	3,753	17.8	3,441	17.8
16 河内町	9,654	2.3	8,965	2.9
17 西方町	3,671	13.9	3,549	12.8
18 粟野町	4,830	31.1	4,560	32.7
19 足尾町	2,508	3.4	2,421	4.2
20 二宮町	5,652	5.5	5,313	6.3
21 益子町	7,798	2.4	7,587	2.3
22 茂木町	7,913	4.6	7,617	5.2
23 市貝町	5,601	7.2	5,314	7.4
24 芳賀町	8,880	9.4	8,397	9.2
25 壬生町	10,502	1.2	10,006	1.5
26 石橋町	5,642	1.6	5,382	2.2
27 国分寺町	5,373	15.9	4,852	19.4
28 野木町	7,091	4.1	6,382	4.0
29 大平町	7,486	10.5	7,028	11.6
30 藤岡町	6,187	9.8	5,861	13.1
31 岩舟町	6,739	7.9	6,486	7.9
32 都賀町	4,269	2.1	4,010	1.4
33 栗山村	4,548	25.4	4,450	27.8
34 藤原町	5,580	9.9	5,462	9.2
35 塩谷町	5,880	0.3	5,611	0.1
36 氏家町	8,732	4.9	8,347	2.9
37 高根沢町	9,037	1.1	8,651	1.0
38 喜連川町	4,670	10.1	4,430	10.6
39 南那須町	5,062	7.5	4,771	7.5
40 烏山町	5,877	4.8	5,690	6.0
41 馬頭町	6,068	4.8	5,835	5.8
42 小川町	2,944	3.3	2,737	4.3
43 湯津上村	3,900	42.9	3,109	22.6
44 黒羽町	5,964	2.7	5,722	3.4
45 那須町	11,047	8.2	10,421	8.2
46 西那須野町	13,292	4.0	12,787	5.0
47 塩原町	6,086	0.0	5,803	0.5
48 田沼町	10,365	17.1	10,099	16.9
49 葛生町	5,479	6.6	5,143	7.3
町村計	245,519	0.6	233,090	0.8
市町村計	711,645	1.0	680,206	0.6

表内の数値は、表示単位未満での端数調整をしていないため、計が合わないことがある。

## 2 決算収支

- ・ 形式収支\*1及び実質収支\*2とも全団体が黒字であり、黒字額も拡大している。
- ・ 単年度収支\*3の市町村単純計は、28億79百万円の黒字に転じ、赤字団体数は、28団体から17団体に減少した。
- ・ 実質単年度収支\*4も、27億75百万円の黒字に転じ、赤字団体数も、32団体から21団体に減少した。

### (1) 収支の状況

形式収支（歳入総額 - 歳出総額）	・	全団体黒字
314億39百万円（対前年度比30億57百万円、10.8%増）		
実質収支（形式収支 - 翌年度に繰り越すべき財源）	・	全団体黒字
248億44百万円（対前年度比28億79百万円、13.1%増）		
単年度収支（平成15年度実質収支 - 平成14年度実質収支）	・	赤字団体数 17
28億79百万円（対前年度比44億19百万円増）		
実質単年度収支（単年度収支 + 積立金 + 繰上償還金 - 積立金取崩額）	・	赤字団体数 21
27億75百万円（対前年度比71億64百万円増）		

### (2) 決算収支一覧

（単位：百万円、％）

区 分	平成15年度	平成14年度	増減額	伸び率
1 歳入総額	711,645	704,361	7,284	1.0
2 歳出総額	680,206	675,979	4,227	0.6
3 形式収支 (1 - 2)	31,439	28,382	3,057	10.8
4 翌年度に繰り越すべき財源	6,595	6,417	178	2.8
5 実質収支 (3 - 4)	24,844	21,965	2,879	13.1
6 単年度収支	2,879	1,540	4,419	286.9
7 積立金	7,002	3,636	3,366	92.6
8 繰上償還金	81	190	109	57.4
9 積立金取崩額	7,187	6,675	512	7.7
10 実質単年度収支 (6 + 7 + 8 - 9)	2,775	4,389	7,164	163.2

### (3) 決算収支等の推移

（単位：百万円、％）

年 度	実質収支		単年度収支		実質単年度収支		実質収支比率	
	決算額	伸び率	決算額	赤字団体数	決算額	赤字団体数	全国平均	本県平均
11	20,786	16.1	2,880	15	5,526	11	4.7	6.3
12	26,118	25.7	5,263	21	9,772	13	5.0	6.6
13	23,505	10.0	2,675	28	1,749	27	4.8	6.3
14	21,965	6.7	1,540	28	4,389	32	4.7	6.4
15	24,844	13.1	2,879	17	2,775	21	未集計	7.3

\*1 歳入歳出差引額ともいい、歳入決算総額から歳出決算総額を引いたもの。

\*2 形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたもの。この収支がマイナスとなれば、「赤字団体」と称される。地方公共団体の純剰余金または純損失を意味している。

\*3 当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたもので、当該年度のみ収支を明らかにしようとするもの。

\*4 単年度収支に、実質的な黒字要素である財政調整基金積立額・地方債繰上償還額を加え、実質的な赤字要素である財政調整基金取崩額を控除したもの。

### 3 歳入

- ・ 地方税は、全体で3.1%の減となった。これは、市町村民税の法人分が企業業績の好転により10.3%の増となったものの、個人分は引き続き5.2%の減（6年連続の減）となり、また、家屋の評価替えや地価の下落等により固定資産税が4.5%の減となったこと等が要因となっている。
- ・ 利子割交付金は、前年度に続き、高金利時に預入された定額貯金の満期経過の影響等により、31.2%の大幅な減となった。
- ・ 地方交付税\*1は、臨時財政対策債\*2への振替等による普通交付税の減少により、全体として11.2%の減少と、昨年度に引き続き大幅な減となった。なお、臨時財政対策債発行額を含めた額で比較した場合、7.7%の増となる。
- ・ 国庫支出金\*3は、平成14年8月から市に委譲された児童扶養手当支給事務の平成15年度からの通年化や生活保護費の増等により12.1%の増となった。
- ・ 財産収入は、宇都宮市における未利用地等の売却収入の増加等から、75.6%の大幅な増となった。
- ・ 繰越金は、前年度からの繰越事業の減少等により、10.0%の減となった。
- ・ 諸収入は、中小企業向け制度融資元利収入の増加等により、10.2%の増となった。
- ・ 地方債は、臨時財政対策債の発行等により、19.4%の大幅な増となった。なお、臨時財政対策債を除いた場合は、額、構成比ともに減少している。
- ・ 一般財源は、地方交付税や地方税、利子割交付金の減少等から前年度比4.0%の減（3年連続の減）となり、歳入に占める割合も3.1ポイント減少した。

#### (1) 歳入一覧

(単位：百万円)

区 分	平成15年度				平成14年度		
	金額 (a)	構成比 %	増減額 (a-b)	伸び率 %	金額 (b)	構成比 %	伸び率 %
1 地方税	287,327	40.4	9,186	3.1	296,513	42.1	1.1
2 地方譲与税*4	9,159	1.3	484	5.6	8,675	1.2	1.6
3 利子割交付金	2,064	0.3	935	31.2	2,999	0.4	68.4
4 地方消費税交付金	19,281	2.7	2,006	11.6	17,275	2.5	12.2
5 ゴルフ場利用税交付金	2,438	0.3	116	4.5	2,554	0.4	5.7
6 特別地方消費税交付金	3	0.0	3	50.0	6	0.0	40.0
7 自動車取得税交付金	5,830	0.8	682	13.2	5,148	0.7	10.9
8 国有提供施設等助成交付金	97	0.0	5	5.4	92	0.0	5.7
9 地方特例交付金	9,253	1.3	165	1.8	9,418	1.3	1.1
10 地方交付税	80,356	11.3	10,165	11.2	90,521	12.9	10.9
11 交通安全対策特別交付金	452	0.1	33	7.9	419	0.1	1.4
小 計 (一般財源)	416,260	58.5	17,360	4.0	433,620	61.6	5.2
12 分担金・負担金	6,746	0.9	11	0.2	6,757	1.0	5.9
13 使用料・手数料	17,787	2.5	124	0.7	17,663	2.5	1.8
14 国庫支出金*5	54,539	7.7	5,904	12.1	48,635	6.9	2.0
15 県支出金	30,768	4.3	927	3.1	29,841	4.2	5.0
16 財産収入	6,323	0.9	2,723	75.6	3,600	0.5	11.2
17 寄附金	233	0.0	21	8.3	254	0.0	65.0
18 繰入金	24,365	3.4	403	1.6	24,768	3.5	68.0
19 繰越金	24,127	3.4	2,678	10.0	26,805	3.8	8.7
20 諸収入*6	44,647	6.3	4,141	10.2	40,506	5.8	4.8
21 地方債	85,850	12.1	13,938	19.4	71,912	10.2	19.9
臨時財政対策債を除いた額	46,181	6.5	4,799	9.4	50,980	7.2	1.0
小 計 (特定財源)	295,385	41.5	24,644	9.1	270,741	38.4	6.6
歳 入 合 計	711,645	100.0	7,284	1.0	704,361	100.0	1.0
自主財源 (1+12+13+16~20)	411,555	57.8	5,311	1.3	416,866	59.2	0.3
依存財源 (2~11+14+15+21)	300,090	42.2	12,595	4.4	287,495	40.8	2.8

表内の数値は、表示単位未満での端数調整をしていないため、計が合わないことがある。

## (2) 地方税の内訳一覧表

(単位：百万円、%)

区 分	平成 15 年 度				平成 14 年 度		
	金 額 (a)	構 成 比 %	増 減 額 (a-b)	伸 び 率 %	金 額 (b)	構 成 比 %	伸 び 率 %
1 普通税	267,013	92.9	8,088	2.9	275,101	92.8	1.0
(1) 法定普通税	267,013	92.9	8,088	2.9	275,101	92.8	1.0
ア 市町村民税	104,182	36.2	1,156	1.1	105,338	35.5	4.2
(ア)個人分	73,668	25.6	4,011	5.2	77,679	26.2	2.2
(イ)法人分	30,514	10.6	2,855	10.3	27,659	9.3	9.5
イ 固定資産税	146,347	50.9	6,896	4.5	153,243	51.7	1.3
(ア)純固定分	145,496	50.6	6,882	4.5	152,378	51.4	1.3
(イ)交付金	851	0.3	14	1.6	865	0.3	1.6
ウ 軽自動車税	2,533	0.9	95	3.9	2,438	0.8	4.1
エ 市町村たばこ税	13,712	4.8	308	2.3	13,404	4.5	2.8
オ 鉱産税	33	0.0	2	6.5	31	0.0	8.8
カ 特別土地保有税	206	0.1	441	68.2	647	0.2	2.7
(2) 法定外普通税	0	0.0	0	-	0	0.0	-
2 目的税	20,314	7.1	1,098	5.1	21,412	7.2	1.6
(1) 法定目的税	20,314	7.1	1,098	5.1	21,412	7.2	1.6
ア 入湯税	1,057	0.4	22	2.1	1,035	0.3	3.8
イ 事業所税	2,620	0.9	157	5.7	2,777	0.9	10.0
ウ 都市計画税	16,637	5.8	963	5.5	17,600	5.9	0.0
(2) 法定外目的税	0	0.0	0	-	0	0.0	-
合 計	287,327	100.0	9,186	3.1	296,513	100.0	1.1

表内の数値は、表示単位未満での端数調整をしていないため、計が合わないことがある。

- \*1 地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税それぞれの一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、一定の算式により交付される普通交付税と災害等特別の財政事情に応じて交付する特別交付税がある。
- \*2 地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式にかえて、平成13年度から平成18年度の間、地方財政法第5条の特例として発行される赤字地方債。その元利償還金については、次年度以降の普通交付税における基準財政需要額に全額算入される。
- \*3 国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。
- \*4 国税として徴収されそのまま地方に譲与される税。課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行しているもの。地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税等がこれに属する。
- \*5 都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として交付する支出金とがある。
- \*6 地方公共団体の一般会計における歳入予算の計上科目の一つであり、特定の歳入のための科目ではなく、他の収入科目に含まれない収入をまとめた科目の名称。延滞金、預金利子、受託事業収入、雑入などがある。

4 歳出

(1) 目的別歳出

- ・ 総務費は、財政調整基金への積立金の増加等により、7.9%の増となった。
- ・ 民生費は、39 団体で増加し、全体で 4.6%の増となった結果、歳出に占める構成比は、前年度に続いて第 1 位となった。これは、平成 14 年 8 月から各市に委譲された児童扶養手当に係る事務の通年化や、生活保護費の増、障害者等支援費制度の開始等によるものである。
- ・ 農林水産業費は、国営芳賀台地土地改良事業負担金の一括支払や、宇都宮市の首都圏農業振興対策事業の増加等により、4.4%の増となった。
- ・ 商工費は、栃木市や宇都宮市を始めとする中小企業向け制度融資預託金の増加等により、5.2%の増となった。
- ・ 土木費は、宇都宮市の公園整備事業費や小山市の駅東口駅前広場用地取得費、足利市の市営住宅整備事業が減少したこと等により、3.3%の減となった。
- ・ 教育費は、栗野町の統合中学校建設事業や宇都宮市の教育研究所建設事業が完了したこと等から、7.5%の減となった。
- ・ 災害復旧費は、平成 14 年度の災害復旧事業が終了したことにより、91.7%の減となった。
- ・ 諸支出金は、足利市の競馬事業撤退に伴う特別会計繰出金の増加等により、170.9%の増となった。

(2) 目的別歳出一覧

(単位：百万円)

区 分	平成 15 年 度				平成 14 年 度		
	金額 A	構成比	増減額 A-B	伸び率	金額 B	構成比	伸び率
1 議 会 費	7,661	1.1	249	3.1	7,910	1.2	1.9
2 総 務 費	91,986	13.5	6,743	7.9	85,243	12.6	2.7
3 民 生 費	134,613	19.8	5,971	4.6	128,642	19.0	4.5
4 衛 生 費	66,192	9.7	89	0.1	66,281	9.8	12.0
5 労 働 費	4,229	0.6	140	3.2	4,369	0.6	2.0
6 農林水産業費	29,147	4.3	1,234	4.4	27,913	4.1	6.8
7 商 工 費	35,486	5.2	1,760	5.2	33,726	5.0	3.2
8 土 木 費	122,570	18.0	4,125	3.3	126,695	18.7	5.9
9 消 防 費	27,464	4.1	29	0.1	27,435	4.1	1.6
10 教 育 費	82,819	12.2	6,681	7.5	89,500	13.3	1.2
11 災害復旧費	199	0.0	2,212	91.7	2,411	0.4	18.6
12 公 債 費	75,919	11.2	774	1.0	75,145	11.1	0.5
13 諸 支 出 金	1,921	0.3	1,212	170.9	709	0.1	51.2
14 前年度繰上充用金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
歳 出 合 計	680,206	100.0	4,227	0.6	675,979	100.0	0.5

表内の数値は、表示単位未満での端数調整をしていないため、計が合わないことがある。

(3) 性質別歳出

- ・ 人件費は、退職金が増加したものの、職員数の減少等により1.1%減少し、4年連続の減となった。
- ・ 物件費\*1は、佐野市の可燃ごみ処理委託料の増加等により、0.5%の増となった。
- ・ 扶助費\*2は、児童扶養手当や生活保護費、障害者支援費の増加等により、15.3%の増となった。
- ・ 普通建設事業費のうち補助事業費は、粟野町の統合中学校建設事業の完了や足利市の市営住宅整備整備事業費の減少、鹿沼市の中学校校舎改築事業等の大型事業が完了したこと等により、12.3%の減となった。また、単独事業費も、宇都宮市の公園整備事業費の減少及び教育研究所建設事業の完了、国分寺町の保健福祉センター建設事業の完了等から11.6%の減となった。この結果、普通建設事業費全体では11.2%の減となった。なお、単独事業費については、平成5年度をピークに10年連続減少し、当時の約6割まで減少している。
- ・ 積立金は、財政調整基金への積立の増加等により、82.1%の増となった。
- ・ 貸付金は、栃木市や宇都宮市を始めとする中小企業向け制度融資預託金の増加等により、5.3%の増となった。
- ・ 繰出金は、足利市の競馬事業特別会計への繰出や、宇都宮市を始めとする老人保健特別会計及び国民健康保険特別会計等への繰出の増加により、12.7%の増となった。
- ・ 義務的経費\*4は、扶助費の増加により、全体では2.7%の増となった。
- ・ 投資的経費\*5は、12.5%の減(4年連続の減)で、また、歳出に占める構成比も、11年連続の減で19.4%となった。

(4) 性質別歳出一覧

(単位：百万円、%)

区 分	平成15年度				平成14年度		
	金額 A	構成比	増減額 A-B	伸び率	金額 B	構成比	伸び率
1 人件費	144,203	21.2	1,596	1.1	145,799	21.6	1.6
2 物件費	81,417	12.0	380	0.5	81,037	12.0	1.8
3 維持補修費	8,226	1.2	26	0.3	8,252	1.2	3.8
4 扶助費	63,012	9.3	8,361	15.3	54,651	8.1	10.1
5 補助費等*3	65,211	9.6	315	0.5	65,526	9.7	2.8
6 普通建設事業費	131,888	19.4	16,631	11.2	148,519	22.0	1.2
(1) 補助事業費	32,562	4.8	4,588	12.3	37,150	5.5	2.6
(2) 単独事業費	94,127	13.8	12,332	11.6	106,459	15.7	2.3
7 災害復旧事業費	199	0.0	2,212	91.7	2,411	0.4	18.6
8 失業対策事業費	0	0.0	0	-	0	0.0	-
9 公債費	75,914	11.2	771	1.0	75,143	11.1	0.5
10 積立金	16,208	2.4	7,306	82.1	8,902	1.3	26.2
11 投資及び出資金	2,583	0.4	107	4.3	2,476	0.4	8.3
12 貸付金	35,420	5.2	1,798	5.3	33,622	5.0	5.8
13 繰出金	55,925	8.2	6,285	12.7	49,640	7.3	3.0
14 前年度繰上充用金	0	0.0	0	-	0	0.0	-
歳出合計	680,206	100.0	4,227	0.6	675,979	100.0	0.5
義務的経費(1+4+9)	283,129	41.6	7,536	2.7	275,593	40.8	0.8
投資的経費(6+7+8)	132,087	19.4	18,843	12.5	150,930	22.3	1.0

表内の数値は、表示単位未満での端数調整をしていないため、計が合わないことがある。

\*1 性質別経費として個別に計上してある費目を除いた地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称であり、具体的には、旅費、交際費、備品購入費、委託料、使用料、原材料費等をいう。

\*2 地方公共団体が、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等の各種の法令に基づき、被扶養者に対して支給する費用(独自に支給するものも含む)をいう。

\*3 決算統計における分析の1項目で、報償費、負担金、補助金、交付金、賠償金、寄付金等その支出の目的、根拠、対象等によって多種多様な支出事項がある。

\*4 地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費のことであり、職員の給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還等の公債費からなっている。

\*5 道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

5 財政構造

- ・ 経常収支比率\*1は、臨時財政対策債（一般財源扱い）の大幅増により 83.6%と 0.2 ポイント低下したが、赤字地方債である臨時財政対策債及び減税補てん債を除いた比率は、地方税や地方交付税等の経常一般財源の減少に加えて扶助費の増加等により 94.0%と、前年度比 4.9 ポイントの大幅な増となった。
- ・ 起債制限比率\*2は、前年度に続き 0.1 ポイント増の 9.2%となった。
- ・ 経常収支比率、起債制限比率とも、本縣市町村の平均は全国平均を下回っており、概ね健全性は維持されている。
- ・ 地方債現在高は、地方交付税の振替としての臨時財政対策債の発行等により 4.2%の増となった。なお、臨時財政対策債を除くと減少しているものの、地方債現在高は依然として高水準にあり、今後も市町村の財政を圧迫することが予想される。
- ・ 積立金現在高は、減債基金等の取崩しにより、0.6%の減となった。

財政構造の財政指標等

(単位：百万円、%)

年度	経常収支比率		起債制限比率		地方債現在高		積立金現在高	
	全国平均	県平均	全国平均	県平均	現在高	伸び率	現在高	伸び率
11	81.1 (80.8)	79.0 (78.6)	9.8	9.3	616,624	1.7	129,663	14.1
12	81.6 (81.2)	79.4 (79.0)	9.6	9.1	615,660	0.2	127,588	1.6
13	83.2 (85.7)	81.3 (83.7)	9.6	9.0	619,517	0.6	132,272	3.7
14	86.2 (91.7)	83.8 (89.1)	9.7	9.1	633,009	2.2	123,979	6.3
15	未集計	83.6 (94.0)	未集計	9.2	659,506	4.2	123,005	0.8

経常収支比率の括弧内外の数値は、以下のとおり（括弧内は参考数値）

H13以降 括弧内：脚注の式の分母から減税補てん債及び臨時財政対策債を除いた数値  
括弧外：脚注の式の値

H12まで 括弧内：脚注の式の分母を「経常的一般財源の総額 + 減税補てん債」に置き換えたもの  
括弧外：脚注の式の分母を「経常的一般財源」のみにした数値

\*1 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税などを中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）の総額に占める割合。

この数値が高くなるほど財政構造は硬直化しているものと見なされる。一般的には、市で 75%、町村で 70%程度が妥当と考えられ、これを 5% 上回ると、当該団体の財政構造は弾力性を失いつつあると考えられている。

経常経費に充当した一般財源額

$$\frac{\text{経常経費に充当した一般財源額}}{\text{経常的一般財源の総額} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100\%$$

\*2 地方債の許可に係る指標の一つで、地方債元利償還金（普通交付税において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された部分及び事業費補正により基準財政需要額に算入された部分を除く）に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合で、通常 3 年平均が用いられる。

起債制限比率は 20% を超えると、その超える段階ごとに起債が制限される。また、起債制限比率が 14% を超えると、今後の公債費の動向を助長のうえ自主的に公債費負担適正化計画を策定するよう求められることとなる。

$$\text{起債制限比率} = \frac{A - (B + C + E)}{D - (C + E)} \times 100(\%)$$

A：当該年度の元利償還金等

B：元利償還金に充てられた特定財源

C：災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費

D：標準財政規模 + 臨時財政対策債発行可能額

E：事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費等

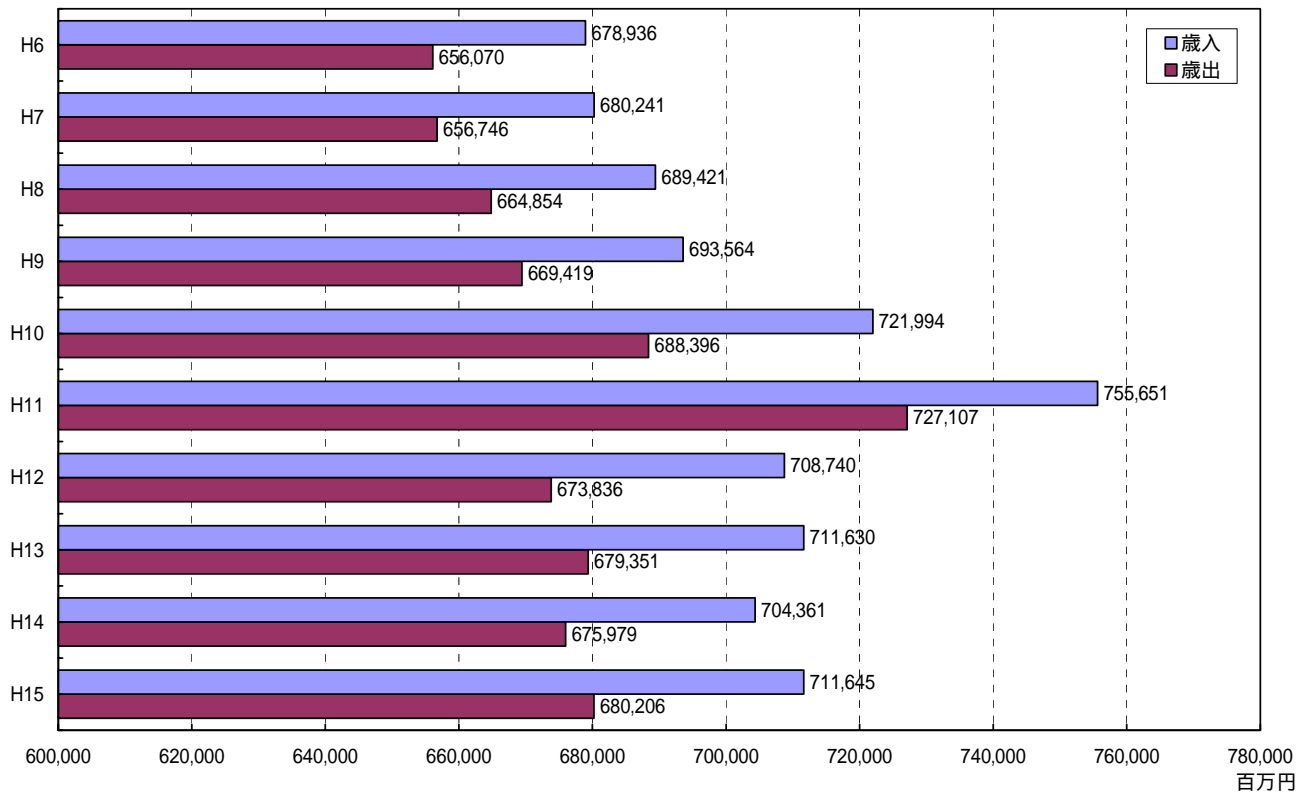
標準財政規模..地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

$$(\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税等}) \times 100 / 75 + \text{地方譲与税等} + \text{普通交付税}$$

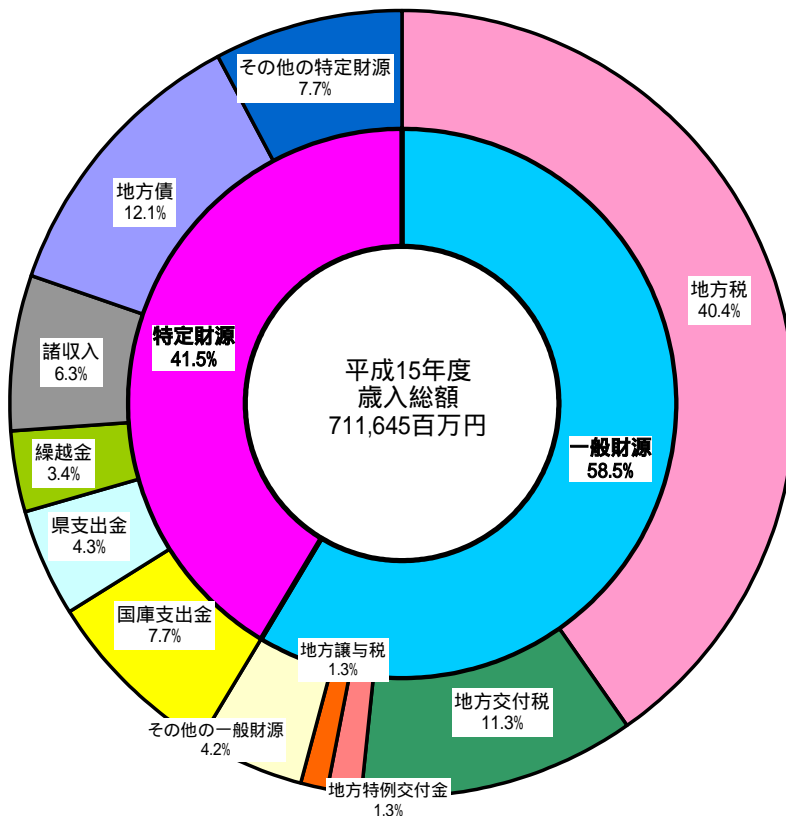


## 6 構成比等のグラフ

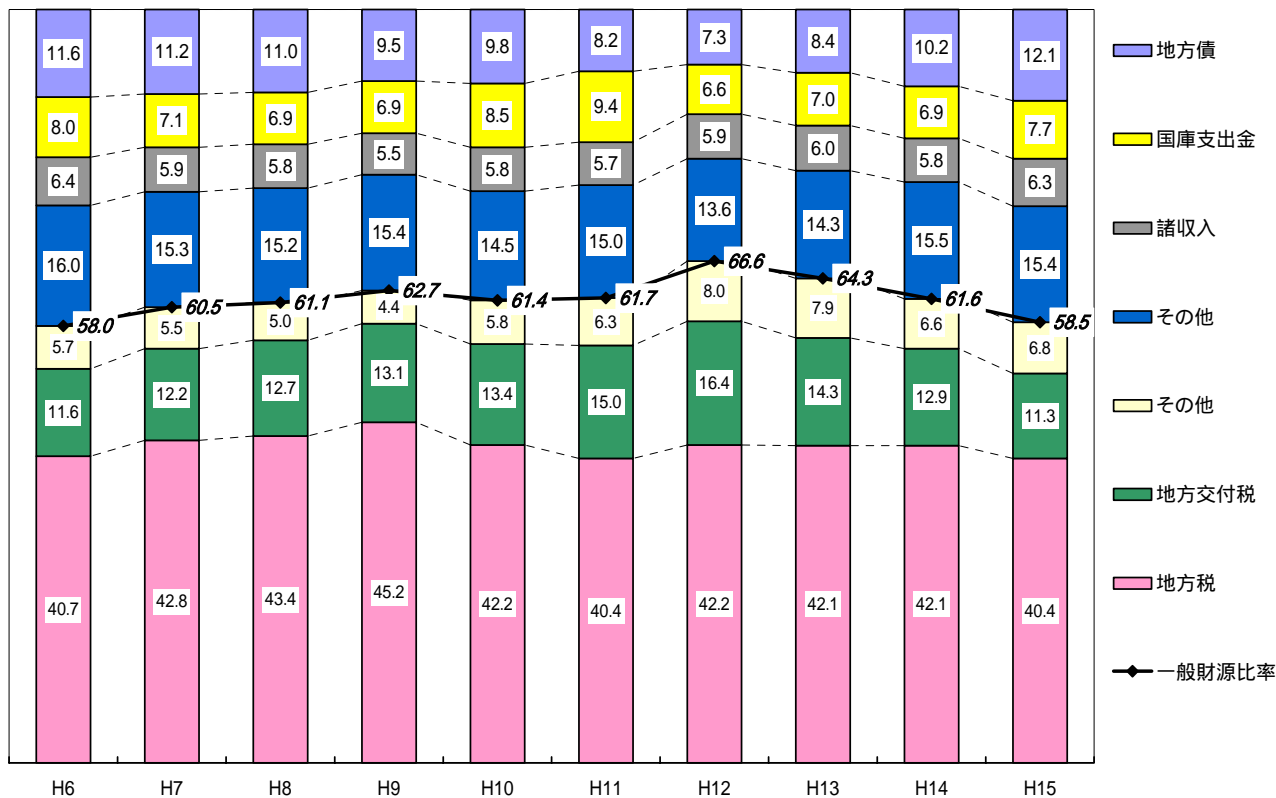
### (1) 決算規模の推移



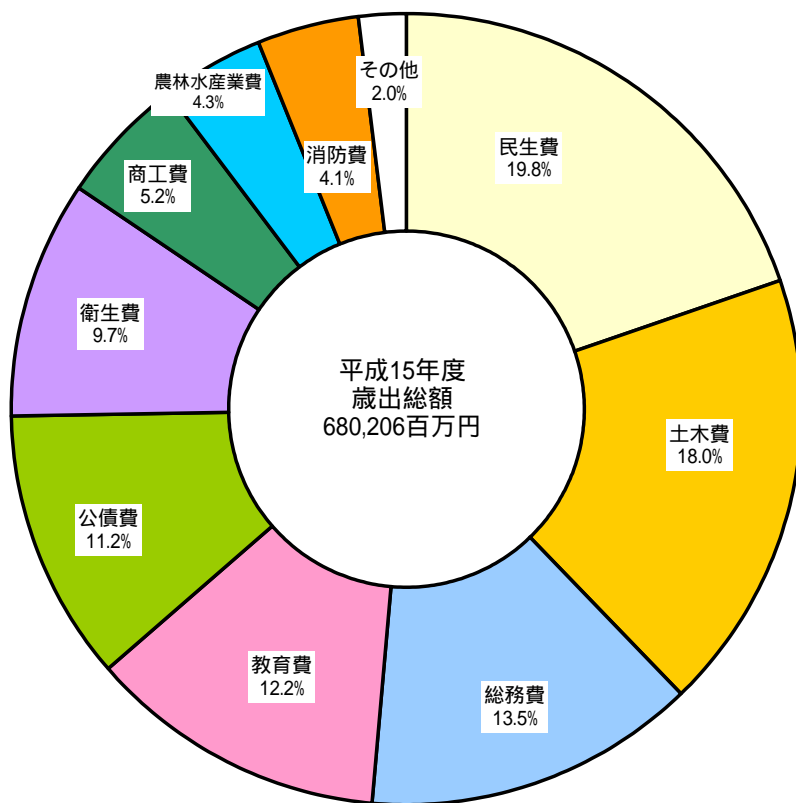
### (2) 歳入の構成比



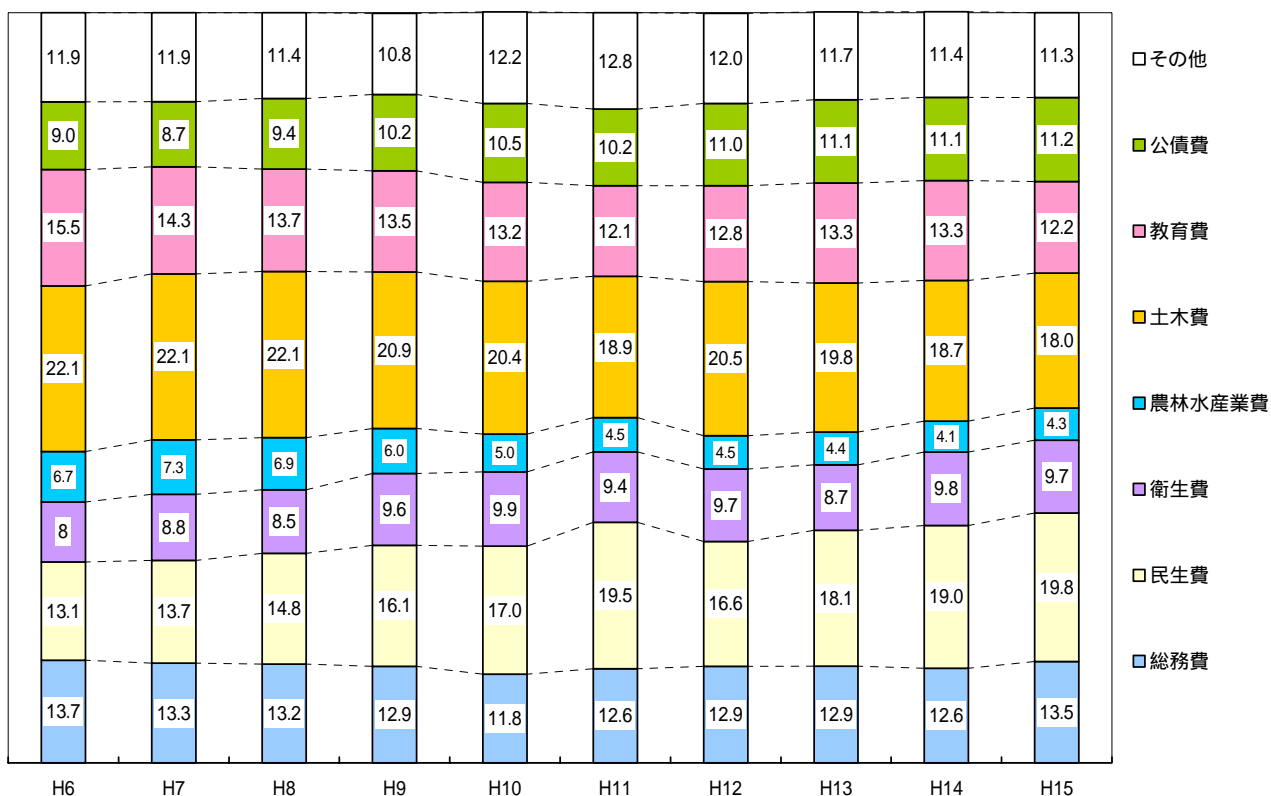
(3) 歳入構成比の推移



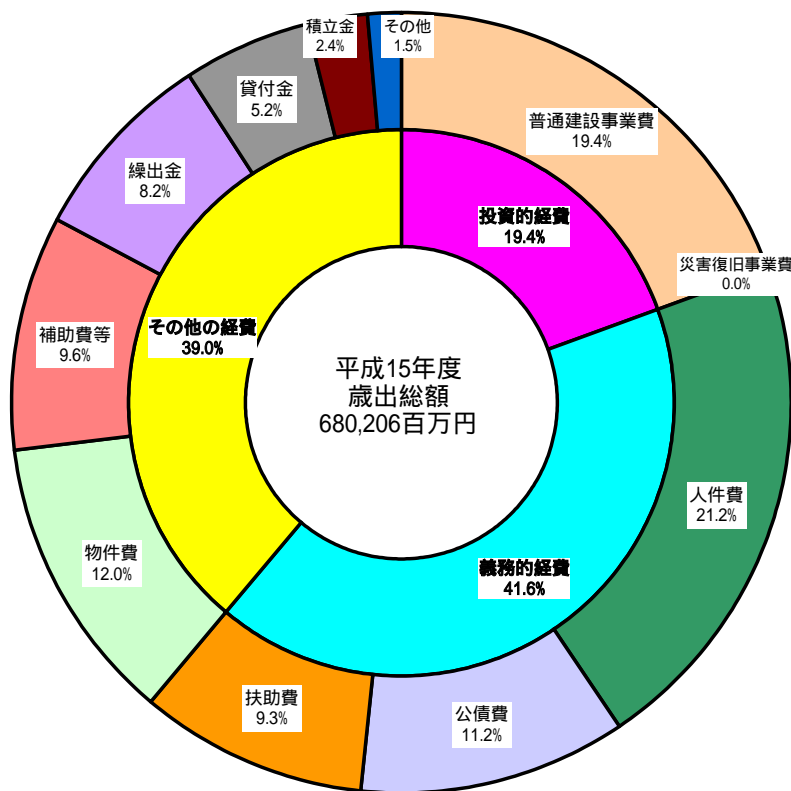
(4) 目的別歳出の構成比



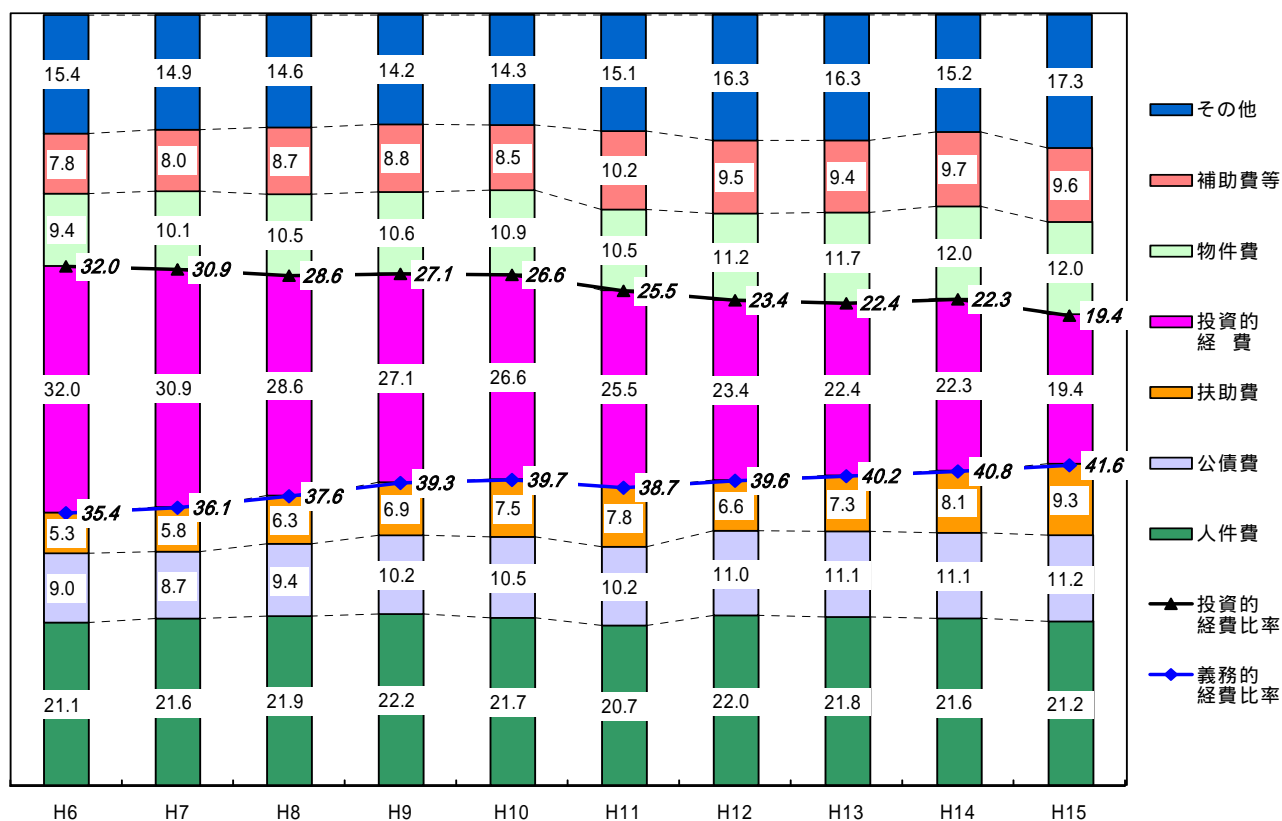
(5) 目的別歳出構成比の推移



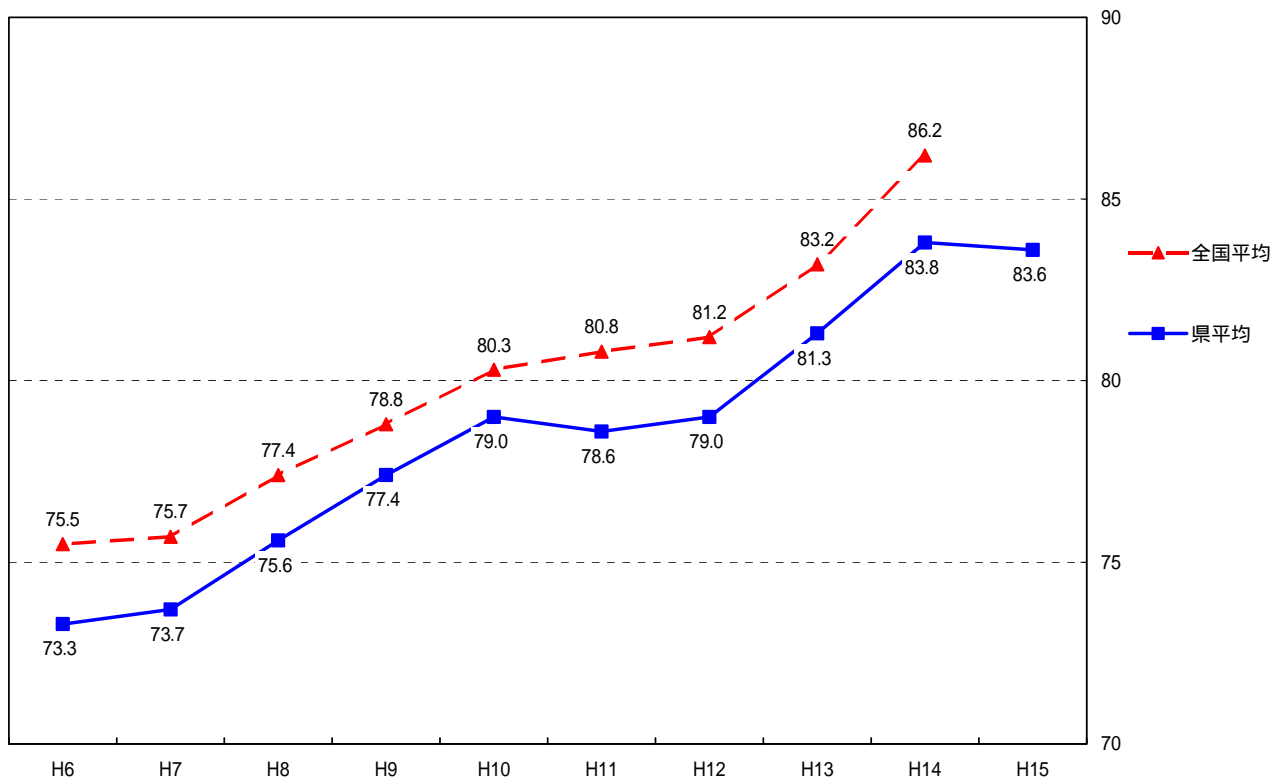
(6) 性質別歳出の構成比



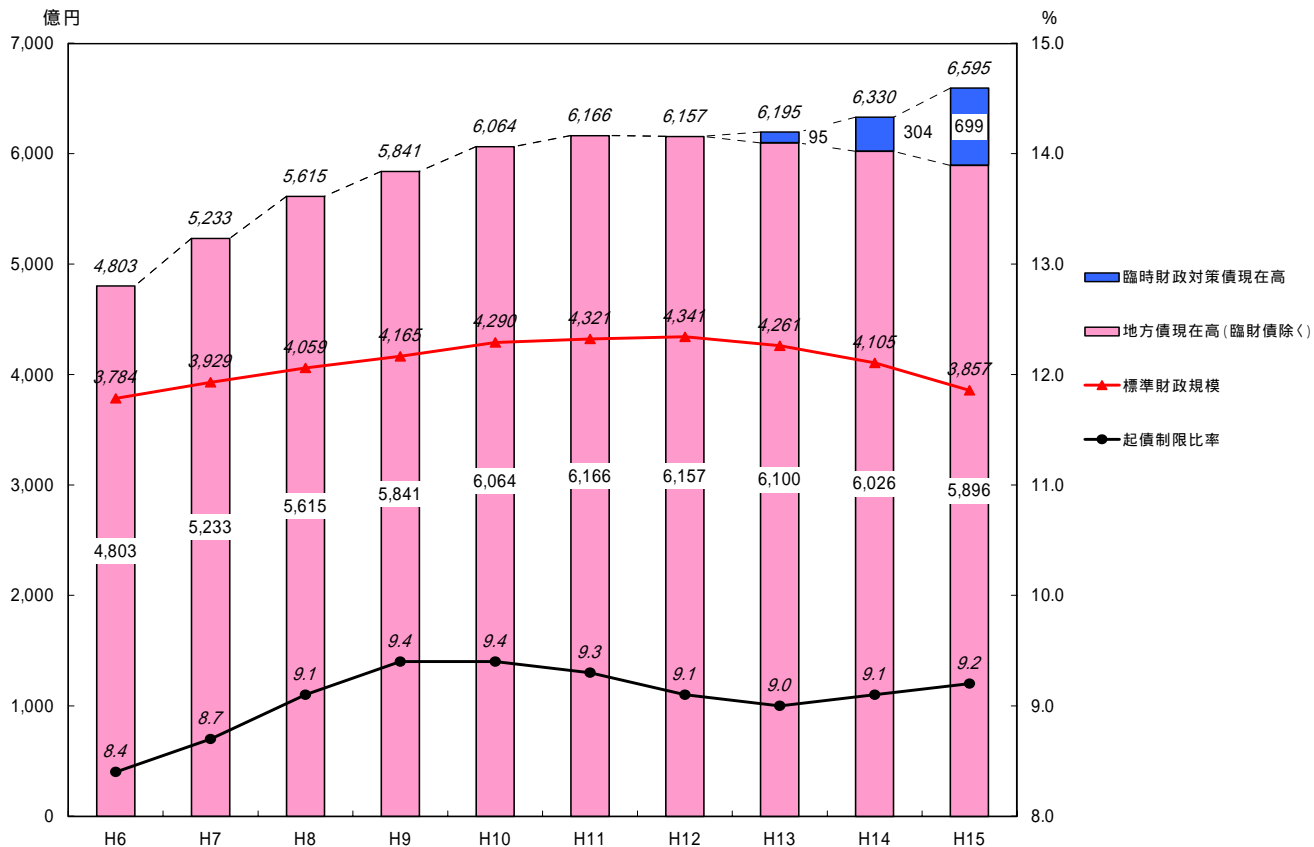
(7) 性質別歳出構成比の推移



(8) 経常収支比率の推移



(9) 地方債現在高及び起債制限比率の推移



(10) 積立金現在高の推移

